

## 守口市就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助として行う就学援助費（以下「援助費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、守口市立小学校又は守口市立義務教育学校の前期課程に在学する学校教育法第18条に規定する学齢児童、及び守口市立小学校又は守口市立義務教育学校の前期課程に入学する予定者をいう。

2 この要綱において「生徒」とは、守口市立中学校、守口市立義務教育学校の後期課程又は守口市内に在住し、かつ大阪府立中学校に在学する学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、児童又は生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童又は生徒を現に監護するものをいう。

(費目及び支給額)

第3条 援助費の費目は、次に掲げるとおりとし、その支給額は、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 修学旅行費

(2) 学用品費及び通学用品費

(3) 校外活動費

(4) 新入学児童・生徒学用品費

(5) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に係るものに限る。）

(6) 林間・臨海学校費

(7) 通学費

(8) 卒業アルバム代等

(支給対象者)

第4条 援助費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 保護者及び保護者と生計を一にする者の申請の日の属する年の前年の給与所得に係る収入額及び給与所得以外の所得の金額の合計額が、別表第2に定める基準額以下の者

(3) 申請の日の属する年度において第1号の要保護者でなくなった者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特別の事由があると認めた者

(支給の申請)

第5条 援助費の支給を申請しようとする者は、就学援助費受給申請書を毎年4月1日から翌年2月末日までの間に教育長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、援助費を支給すべきものと認めたときは、援助費の支給の決定を行うものとする。

(支給の方法等)

第7条 教育長は、原則として申請のあった日の属する月から援助費の支給を開始し、その支給の方法は、保護者の預金口座又は貯金口座への振込みによるものとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、保護者が学校徴収金を滞納している場合その他の場合において守口市立の小学校、中学校又は義務教育学校の長からの請求があったときは、当該長の預金口座又は貯金口座へ振り込むものとする。

(支給の停止)

第8条 教育長は、援助費の支給を受けている者が第4条の規定に該当しなくなったときは、その支給を停止するものとする。

(取消し及び返還)

第9条 教育長は、支給の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により援助費の支給を受けたときは、援助費の支給の決定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により援助費の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る援助費を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事

項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

援助費の費目	小学校及び義務教育学校の前期課程	中学校及び義務教育学校の後期課程
修学旅行費	実費（ただし、国の要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価を限	実費（ただし、国の要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価を

	度とする。)	限度とする。)
学用品費及び 通学用品費	年額 11,630 円 (4 月分は 960 円、 5 月分以降は 1 月当たり 970 円)	年額 22,730 円 4 月分は 1,830 円、 5 月分以降は 1 月当たり 1,900 円)
校外活動費	1,600 円	2,310 円
新入学児童・ 生徒学用品費	未就学児童 64,300 円 小学 6 年生 81,000 円	—————
医療費	実費	実費
林間・臨海学 校費	実費 (ただし、国の要保護児童生徒 援助費補助金に係る予算単価を限 度とする。)	実費 (ただし、国の要保護児童生徒 援助費補助金に係る予算単価を限 度とする。)
通学費	実費	実費
卒業アルバム 代等	11,000 円	10,000 円

備考 第 4 条第 1 号の要保護者は、修学旅行費・医療費のみを支給対象とする。

別表第 2 (第 4 条関係)

世帯人数	(A) 給与所得者 (給与収入総額)	(B) (A) 以外の所得者 (所得額)
2 人	3,280,183 円	2,090,000 円
3 人	4,231,199 円	2,766,400 円
4 人	4,722,431 円	3,208,000 円
5 人	5,213,663 円	3,598,400 円
6 人	5,700,767 円	3,947,200 円
7 人	6,157,936 円	4,302,400 円
8 人	6,602,467 円	4,657,600 円
9 人以上	以降 1 人増す毎に 345,611 円を加算	以降 1 人増す毎に 267,930 円を加算

備考 基準額は、大阪市消費者物価指数を勘案し、毎年度見直しを行うものとする。